

宗像市のコミュニティづくり



平成24年6月

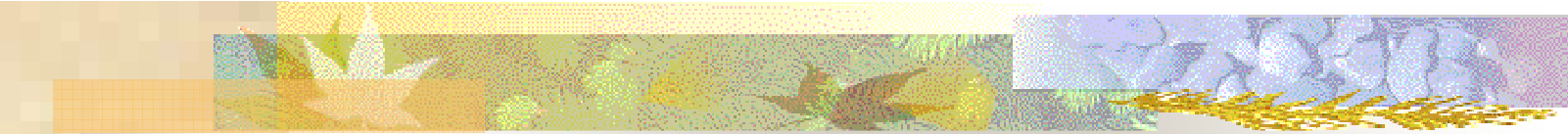


宗像市 市民協働・環境部 コミュニティ課

宗像市の概要 (平成24年4月現在)

- 位置: 福岡市、北九州市の間に位置する。
- 2度の合併 (H15…旧玄海町、H17…旧大島村)
- 面積: 119.66km²
- 人口: 96,049人 (38,558世帯)
- 高齢化率: 23.0%
- 自治会数: 143 (加入率77.1%)
- コミュニティ運営協議会: 12地区
※H24.5.26まで13地区
- 市職員数 部長以下442人





第1次宗像市総合計画(平成17年策定)

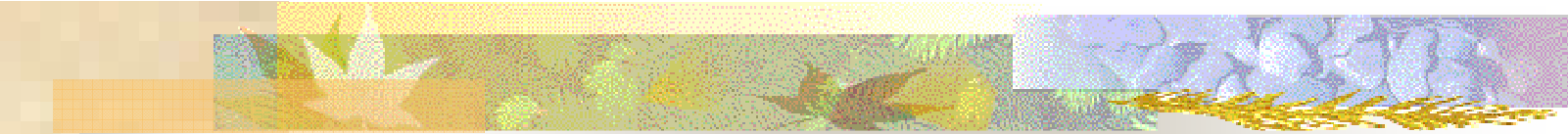
☆都市像:

『海・山・川に育まれ、教育・文化と歴史がいきるコミュニティのまち宗像』

合言葉 『であい・ふれあい・結びあい』

☆基本理念:

“協働” “共生” “自律”



新しいまちづくりへの戦略的な取り組み

- ① 学びでまちづくり
- ② 自分たちの手でまちづくり
～コミュニティ活動の推進～
- ③ 癒しのまちづくり
- ④ 元気なまちづくり
- ⑤ 自然豊かなまちづくり

コミュニティ再構築への動き(旧宗像市)

平成7年8月

■ 自治会単位での活動が困難

少子・高齢化⇒小単位地域での活動の衰退

都市化・核家族化⇒相互扶助意識の低下

住民ニーズの多様化⇒自治会単位での対応が困難



コミュニティ・ワーキング会議の設置(平成8年4月)

実務担当者により、編成(係長以下)

(旧)コミュニティ基本構想

(平成9年5月 旧宗像市が策定)

■ 基本理念

(1) 住民と行政の協働

- ・お互いが対等のパートナーとして、まちづくり・地域づくりを実践する

(2) 住民参加によるまちづくり

- ・小学校区単位に、地区住民による自主組織を設立



活動拠点(コミュニティ・センター)の整備

地区公民館2館の用途変更⇒順次、コミュニティ・センターへ

庁内推進体制の確立

H10企画課コミュニティ係 ⇒ H13コミュニティ課

(新)コミュニティ基本構想・基本計画

平成19年3月策定

■ 基本理念：協働、共生、自律

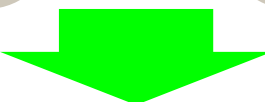
相互扶助

地域全体で協力して
課題の解決に取り組み、
相互扶助意識の向上を
図る

地域分権

権限と財源を地域に
譲り、地域住民の手に
よるまちづくりを推進

コミュニティの将来像



- 地域住民が“自己決定”“自己実現”“自己責任”の考え
方を持って、地域課題の解決に取り組む。
- 主体的にまちづくりを行う地域コミュニティ

コミュニティとは・・・(市の定義)

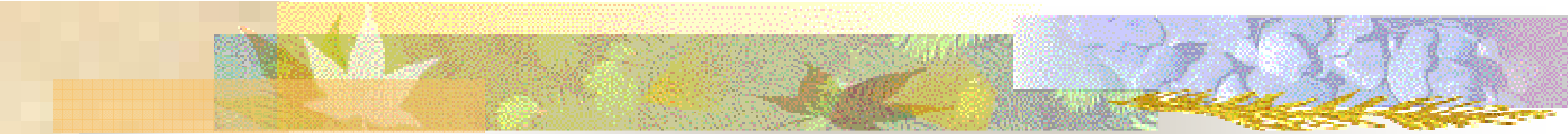
原則として、宗像市立小学校の通学区域において、
地域住民が共同体意識を持って、主体的に形成
された地域社会

(市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例 第2条第2号)

■ 小学校区単位の長所

- ◇子どもを介して地域住民の交流を図ることが出来る。(環境・防犯・子育て)
- ◇既存の団体の範囲が小学校区であったため、組織の構成団体として、そのまま活用できる。





コミュニティ運営協議会とは・・・

いわゆる市民参画条例では、

- **地域住民のコミュニティ活動への参加**

第36条 地域住民は、自らの権利と義務を踏まえ、コミュニティ活動に積極的に参加するよう努める

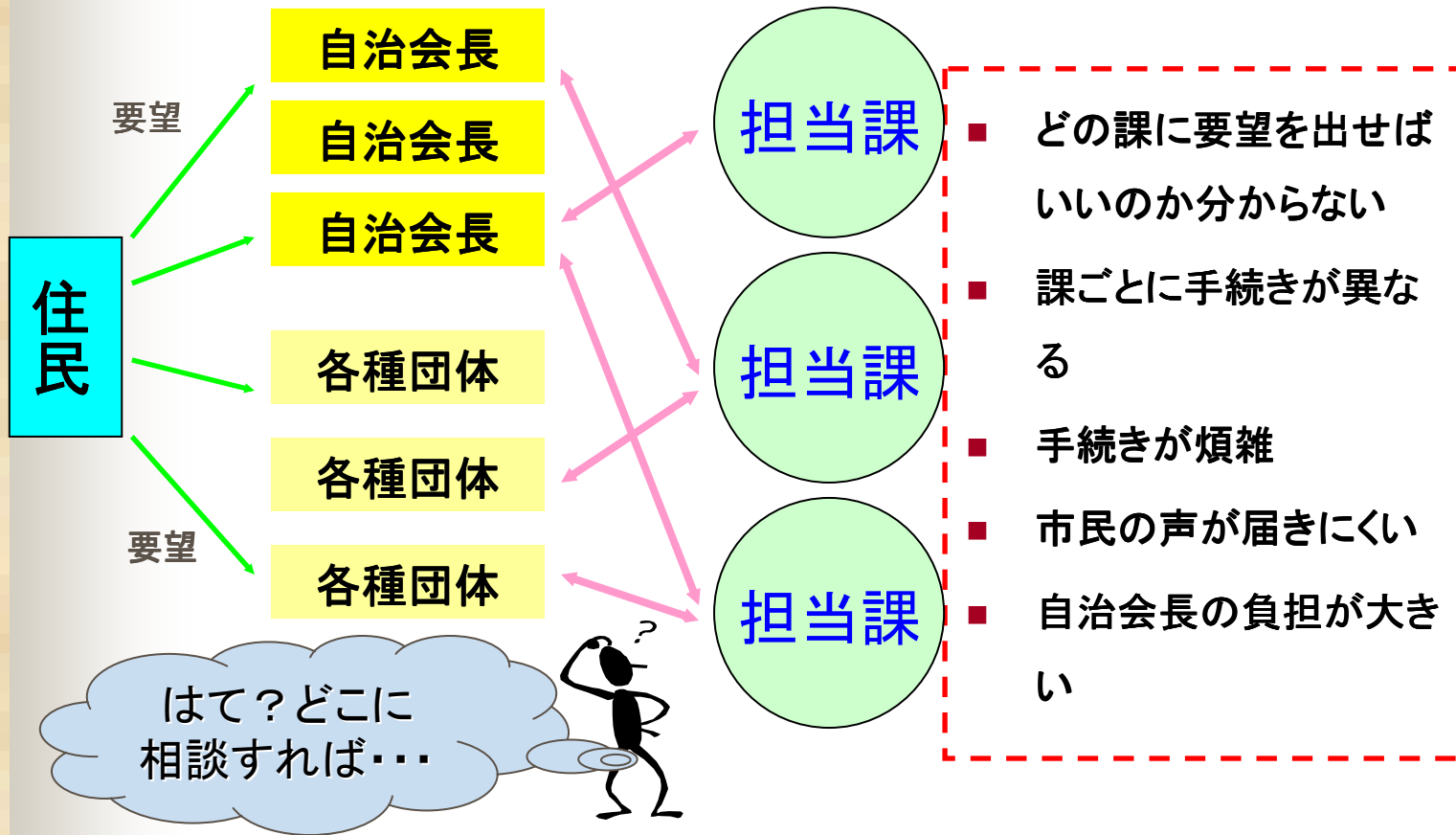
- **コミュニティ運営協議会の設置**

第37条 コミュニティに地域住民の自主的な組織として、コミュニティ運営協議会を置く

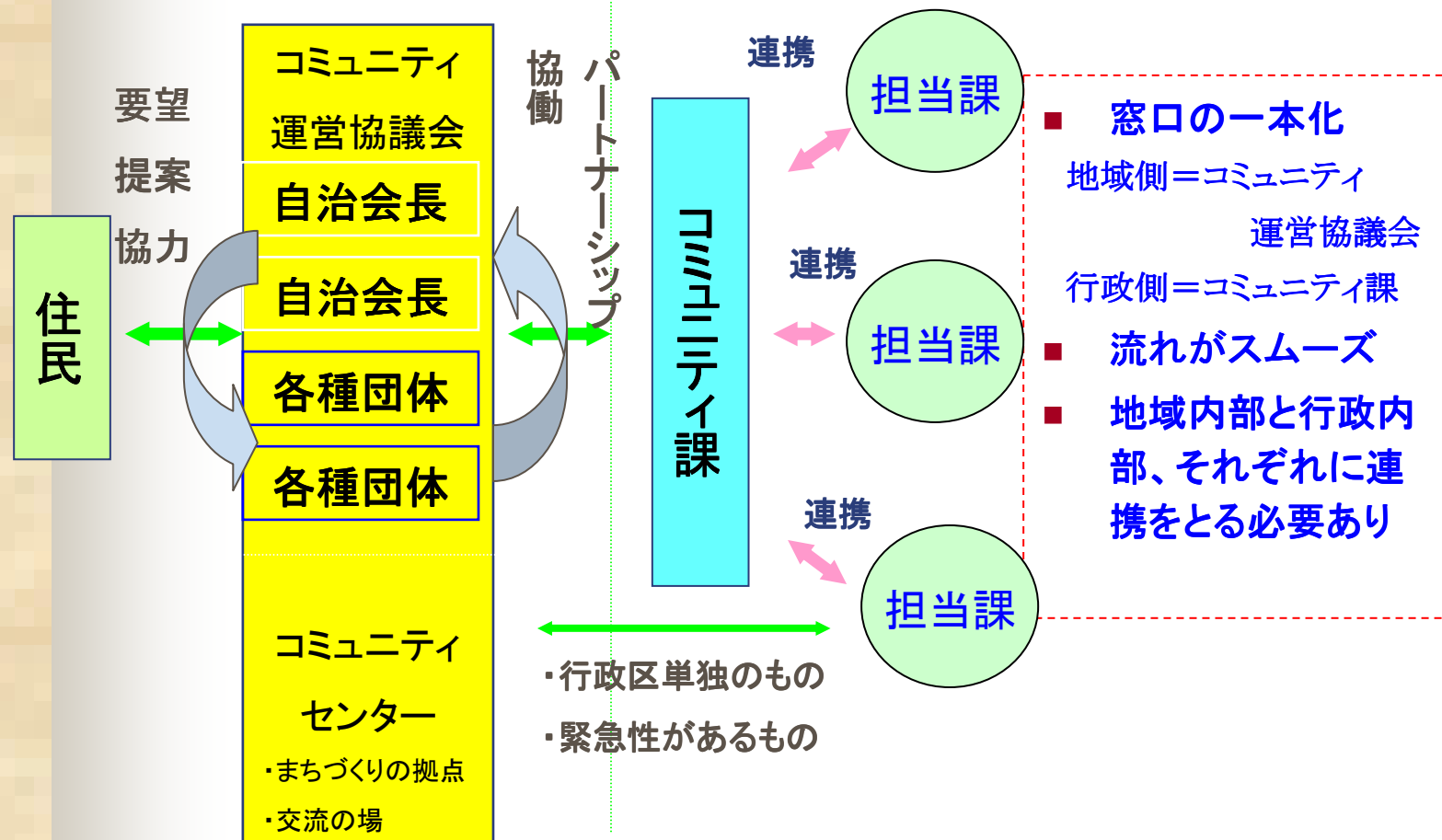
- **コミュニティ運営協議会の役割**

第38条 運営協議会は、コミュニティの課題解決に主体的に取り組み、交流の促進、福祉、生活環境の向上、安全な生活確保などを図る

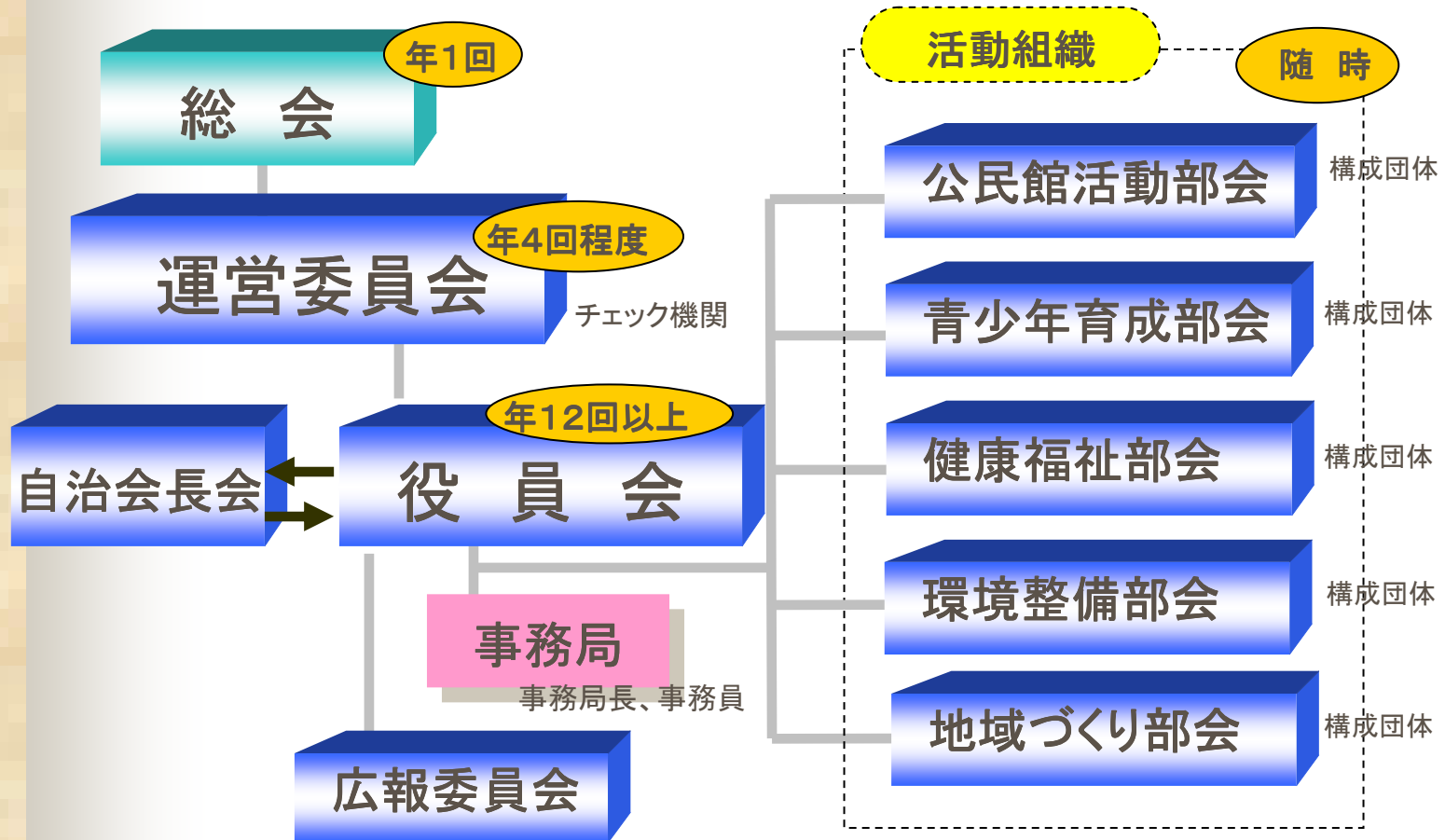
これまでの「地域」と「行政」との関係

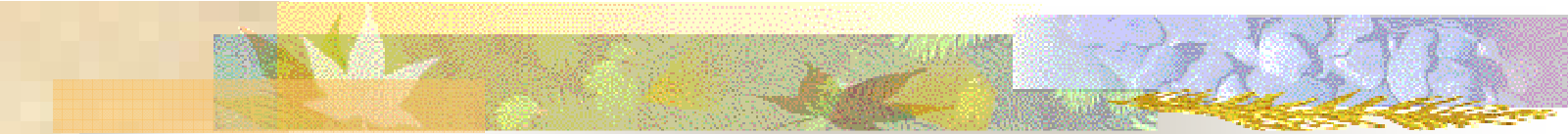


現在の「地域」と「行政」との関係



コミュニティ運営協議会の組織図(一般的なもの)





行政(市)の役割

市職員による支援

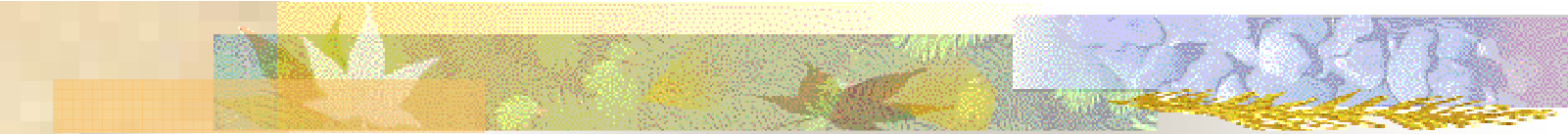
コミュニティ活動の支援
まちづくり計画策定・事業化支援

権限・財源の移譲

まちづくり交付金
市事業の協働委託

コミュニティ・センターの整備

活動拠点の整備
機能の充実



まちづくり計画について

- ◎コミュニティ活動の指針となるもの
- ◎将来に渡し、自分たちの地域を住みよいまちにしていくための、具体的な取り組みを盛り込んだ計画書
- ◎これからも守り育んでいきたい地域の魅力や解決すべき課題を把握する

⇒策定委員会を立ち上げ、ワークショップ形式で作成

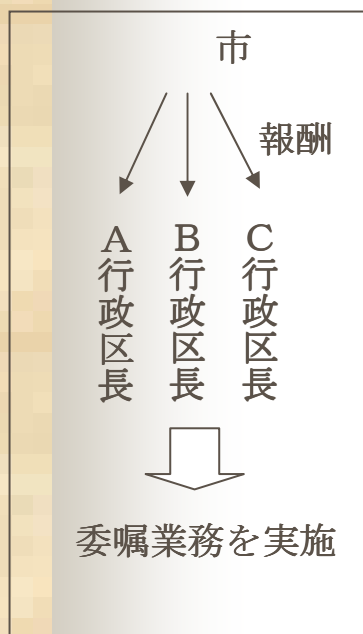
地域の実情に応じて、継続的な活動・事業を計画することができる



策定後、5～6年を目途に“見直し作業”を実施

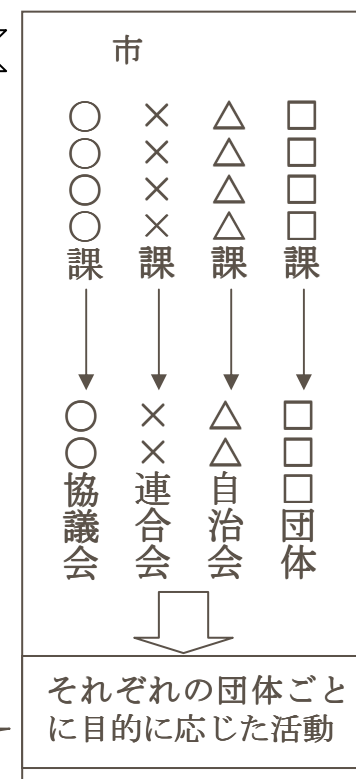
まちづくり交付金

行政区長委嘱制度



制度の廃止

各種団体等補助金



補助金の整理・統合

報酬

まちづくり交付金

補助金

コミュニティ運営協議会

予算配分

各種団体の
事業

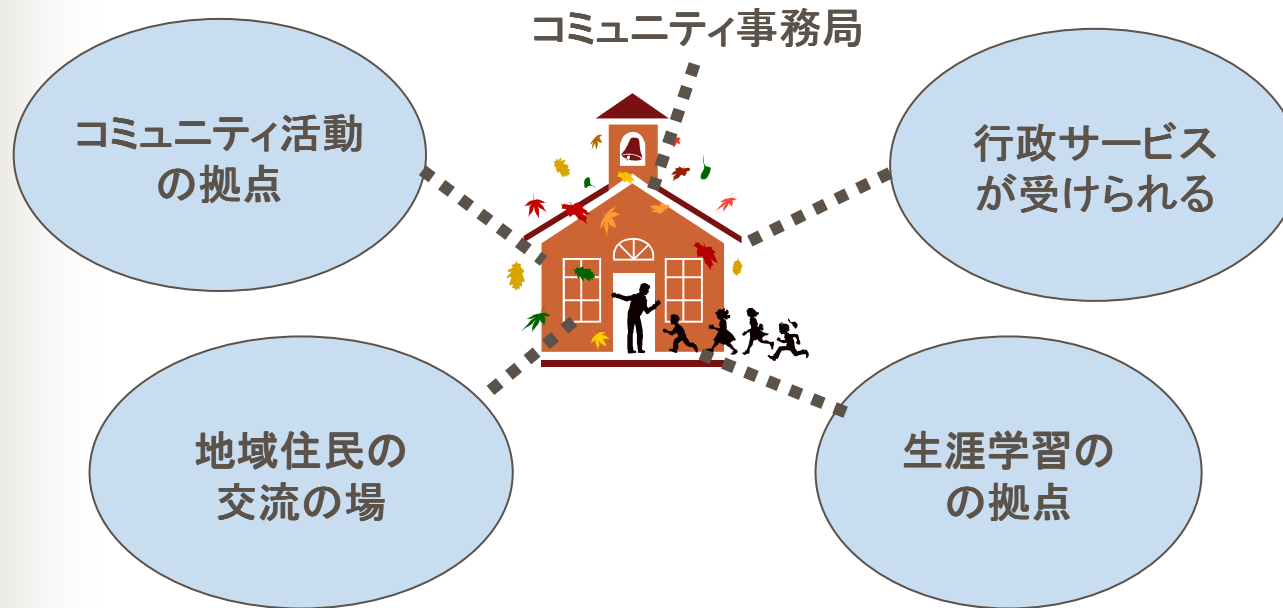
部会の
事業

協議会の
事業

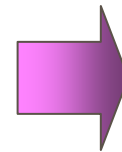
地域の状況に応じたまちづくり
事業・活動を実施

コミュニティ・センターの整備

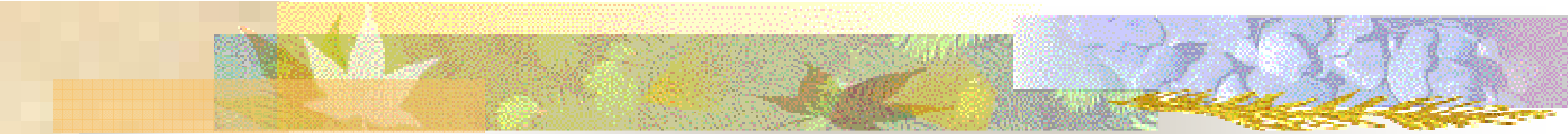
12地区のうち、10地区整備済み



- 指定管理者は地区コミュニティ
- 使用料はコミュニティ活動費へ



まちづくりの拠点として
自主性をもって運営



課題

■ 地域住民の理解と意識の向上

市民のコミュニティ意識は十分ではない⇒コミュニティ広報紙の活用

■ 地域分権へ対応できる組織づくり

増額したまちづくり交付金への対応⇒部会役員、事務局体制の強化

■ 地域での事業展開

“地域親交型”の事業は軌道に乗った。“課題解決型”事業の充実。

■ 人材の発掘・養成

地域特性による人材不足。※漁村部、農村部の住民は生涯現役(定年なし)
地域に眠っている人材の発掘⇒スポット役員(実行委員等)から本役員へ

■ 行政職員の意識改革

コミュニティ課に配属されて、初めてコミュニティを理解する市職員の存在。
職員研修の実施⇒初任層(3年目)職員のコミュニティ現場体験

コミュニティ範囲

